

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	選挙管理委員会	整理番号	2-2
処分の種類	政党助成法に規定する届出書類等の訂正命令			
根拠法令条例等・条項	政党助成法第37条			
処分の概要	政党助成法の規定により提出された届出書類、報告書等の形式上の不備等に対する訂正命令			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定により言い尽くされているため) 【参考】 政党助成法の規定により提出される主な届出書類、報告書等 詳細は別紙のとおり			
基準の制定根拠	—			

【参考】

政党助成法の規定により提出される主な届出書類、報告書等

○政党助成法第 18 条（政党の支部の支部報告書の提出等）

3 政党の支部の会計責任者は、第 1 項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して 7 日以内に、同項の支部報告書及び前項第 4 号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

○政党助成法第 20 条（支部報告書等の提出の特例）

2 政党の支部が第 16 条第 1 項の支部に該当しない場合であっても、当該政党の他の支部から第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者は、同条第 1 項に定める期限までに同条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者に提出した日の翌日から起算して 7 日以内に同項第 4 号に掲げる支部総括文書を同条第 3 項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第 16 条第 1 項の支部に該当しないものが当該政党の他の支部からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

○政党助成法第 29 条（解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例）

3 第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「書面又は文書」とあるのは「書面又は文書（第 29 条第 1 項第 2 号に掲げる場合にあつては、第 1 号に掲げる書面）」と、同項第 2 号中「前項」とあるのは「第 29 条第 1 項」と、「次条第 5 項において準用する同条第 1 項」とあるのは「同条第 4 項において準用する第 19 条第 1 項」と、「当該政党の他の支部について第 20 条第 2 項」とあるのは「第 29 条第 1 項第 1 号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るものとし、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者について第 30 条第 2 項」と読み替えるものとする。

○政党助成法第 30 条

2 前条第 1 項第 1 号に掲げる場合において、政党の支部が第 16 条第 1 項の支部に該当していなかった場合であっても、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者から前条第 1 項又は同条第 3 項において準用する第 18 条第 2 項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者であつた者は、総務省令で定めるところにより、前条第 3 項において準用する第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者であつた者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者であつた者に提出した日の翌日から起算して 7 日以内に前条第 3 項において準用する第 18 条第 2 項第 4 号に掲げる支部総括文書を前条第 3 項において準用する第 18 条第 3 項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第 16 条第 1 項の支部に該当していなかったものの会計責任者であつた者が当該政党の他の支部の会計責任者であつた者からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。